

物品売買契約書

1	品名	全身麻酔システム 一式
2	規格（型式）	別紙機器一覧表のとおり
3	数量	別紙機器一覧表のとおり
4	契約金額	金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）
5	納入期限	令和8年2月10日
6	納入場所	茨城県立こころの医療センター指定場所
7	契約保証金	免除

買主 茨城県立こころの医療センター（以下「甲」という。）と売主 （以下「乙」という。）とは、上記物品について、次の条項により売買契約を締結する。

第1条 乙は、甲の示す仕様書及び図面又は見本に基づいて、頭書の納入期限内に物品を納入しなければならない。

2 乙は、仕様書及び図面又は契約条件に明示されていない事項でも、物品の納入に当然必要なものは、甲の指示によらなければならない。

第2条 乙は、物品を納入しようとするときは、納品書正副2通を提出し、物品について検査を受けなければならない。

2 甲は、前項の規定による納品書を受領したときは、直ちに乙の立会いを求めて検査を行わなければならない。

3 検査に要する費用及び検査のために変質し、消耗し、又は損傷した物品の修繕等の費用は、すべて乙の負担とする。

4 乙は、第2項の検査に立会わなかったときは、検査の結果につき、異議を申し立てることができないものとする。

第3条 乙は、納入する物品が不良のため、前条第2項の検査に合格しなかったときは、遅滞なく、これを手直しし、補強し、又は取り替えて検査を受けなければならない。ただし、その不良の程度が軽微で、甲が使用するのに支障がないと認めるときは、甲は、契約金額を相当額減価して、乙に納入させることができる。

第4条 甲は、検査に合格した物品につき、その引渡しを受けるものとする。

第5条 前条の引渡し前に生じた物品の亡失、き損等の損失は、すべて乙の負担とする。

第6条 乙は、納入した物品に隠れたかしがあったときは、この契約を履行した日から1年間は、これを無償で手直しし、補強し、又は良品と取り替えなければならない。

2 乙は、甲に対して前項に規定するかしにより生じた損害を賠償しなければならない。

第7条 甲は、この契約に基づく給付の完了を確認した後、乙の適正な支払請求書を受領した日から30日以内に契約金額を支払うものとする。

第8条 乙は、甲の求めにより物品の数量を分割して納入したときは、甲に既納部分の範囲内において代金を請求することができる。

第9条 乙は、天災地変その他やむを得ない理由により契約の履行期限内に物品を納入することが困難になったときは、遅滞なく、その事由及び延期日数等を記載した納入期延期願を甲に提出しなければならない。

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（1）乙の責めに帰すべき理由により、契約の履行期限内に契約を履行しないとき又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

（2）法令の規定により、営業に関する許可を取り消され、又は営業の停止を命ぜられたとき。

（3）乙又はその代理人その他の使用人が検査を妨げたとき。

（4）乙又はその代理人が、この契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができないとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、甲は、乙から契約金額又は未履行部分に相当する金額の100分の10に相当する金額の違約金を徴収することができる。

3 甲は、第1項に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合において、乙に損害が生じたときは、甲は、これを賠償するものとする。

4 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、乙の請求により既納部分の代金を支払って当該部分の所有権を取得するものとする。

5 甲は、第1項又は第3項の規定により契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

第11条 乙は、納入期限内に物品を納入しないときは、契約金額又は未履行部分に相当する金額につき遅延日数に応じて年2.5パーセントの割合で計算した額を遅延賠償として甲に納めなければならない。この場合において、遅延賠償の額が100円未満であるときはその全額を切り捨てるとし、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

2 乙は、第3条の手直し、補強又は取替えが納入期限後にわたるときは、前項の規定に基づき遅延賠償を納めなければならない。

3 前2項の遅延賠償徴収日数の計算については、検査に要した日数は、遅延日数に算入しないものとする。

第 12 条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の承認を受けた場合又は信用保証協会若しくは中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書きにより、乙が売掛債権を譲渡した場合、甲の乙に対する弁済は、甲が茨城県病院事業財務会計オンラインシステムによる支出命令等決済入力をしたときに提供されたものとする。

第 13 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲（買主）	住 所	茨城県笠間市旭町 654
	職 氏 名	茨城県立こころの医療センター 病院長 堀 孝文 印

乙（売主）	住 所	
	氏 名	印

機 器 一 覧 表

品 名 ・ 規 格	品 番	単位	数量